

医療法人財団 竹栄会
介護老人保健施設 けんちの苑みずほ重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 医療法人財団 竹栄会
介護老人保健施設 けんちの苑みずほ
- ・ 開設年月日 平成 13 年 4 月 1 日
- ・ 所在地 東京都西多摩郡瑞穂町大字長岡長谷部 31 番地1号
- ・ 電話番号 042-568-0200
- ・ ファックス番号 042-568-0201
- ・ 管理者名 三澤 哲治
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1357081029 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上の介護などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

- ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下におけるリハビリテーション、看護、介護その他の日常的に必要とされる医療ならびに日常生活上の介護などを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- ② 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行なうとともに利用者の同意を得て実施するように努める。
- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行なわないものとし、外部への情報提供について

は、必要に応じて利用者又は、その代理人の了承を得る事とする。

(3) 介護保険法による職員配置基準(常勤換算)、及び、夜間体制

	常勤	夜間	業務内容
・医師	1.12		利用者の医療全般
・看護職員	10.67	1	利用者の医療介護、リハビリテーション
・薬剤師	0.37		薬剤管理・調剤・服薬指導
・介護職員	26.67	4	利用者の介護・レクリエーション
・支援相談員	1.12		入退所・家族の介護等の支援相談
・理学療法士	1.12		利用者の機能訓練
・作業療法士			利用者の生活リハビリテーション
・言語聴覚士			利用者の言語・摂食・嚥下機能等の リハビリテーション
・管理栄養士	1		利用者の栄養管理、食材管理
・介護支援専門員	1.12		利用者のケアプラン
・事務職員	必要数		法人事務、予算、給与、介護報酬請求他
・その他	必要数		施設整備管理、清掃、運転

(4) 入所定員等	定員	112名 (短期入所を含む)
	療養室	個室 10室
		2人部屋 1室
		4人部屋 25室

(5) 通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案
- ④ 食事(食事は原則として食堂でお召し上がりいただきます。)
朝食 7時30分～8時30分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 退所時の支援

- ⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス(原則月 1 回実施します。)
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス(何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑮ 行政手続代行
- ⑯ その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関

- ・ 名称 公立福生病院
- ・ 住所 東京都福生市加美平 1-6-1

- ・ 名称 みずほ病院
- ・ 住所 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字池廻り 535 番 5

- ・ 名称 高木病院
- ・ 住所 東京都青梅市今寺 5-18-19

- ・ 協力歯科医療機関

- ・ 名称 医療法人社団 竹の郷
竹の子歯科医院
弁天通り歯科
伊奈たけのこ歯科
- ・ 住所 東京都武蔵野市西久保 3-11-5

※ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急時連絡表」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がないかぎり施設の提供するお食事をお召し上がり頂きます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設利用者の心身の状態に応じた栄養管理をサービスとしているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、9時から19時までとします。

※ 但し、事務室窓口終了後はインターホン対応となる為、時間がかかります。

ご了承下さい。

- ・ 外出、外泊の際は、事前に届けて頂ければ原則自由です。
- ・ 飲酒は行事などがあるとき及びご希望がある時、適量は自由ですが、予め当施設の医師の許可が必要です。
- ・ 喫煙は、全館禁煙になっております。
- ・ 設備、備品の利用は職員へ申し出て頂ければ配慮します。
- ・ 所持品・備品等の持込みは、介護職員にご相談下さい。
- ・ 金銭、貴重品の管理は、原則として施設ではお預かり致しません。紛失等の責任は負いかねます。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、出来ませんので、必要になった場合は、必ず施設へご連絡下さい。
- ・ 宗教活動は禁止しております。
- ・ ペットの持ち込みはお断りしております。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、緊急通報システム
- ・ 防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には相談窓口を設置しております。お気軽にご相談下さい。

(電話042-568-0200)

要望や苦情などは、職員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当法人が行う事業に関して苦情や相談がある場合には、以下までに連絡ください。

窓 口	連絡先
介護老人保健施設 相談支援課	介護老人保健施設 けんちの苑みずほ 電話番号 042-568-0200 ファックス番号 042-568-0201 (受付時間 9:00 ~ 17:00)

介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

窓 口	連絡先
瑞穂町福祉部 高齢者福祉課	電話番号 042-557-0594 (受付時間 8:30 ~ 17:00)

窓 口	連絡先
東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 03-6238-0177 (受付時間 9:00 ~ 17:00)

8. 利用約款に定めない事項

この重要事項に定められていない事項に、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者・身元引受人と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。